

川崎市再犯防止推進計画の概要

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

- 平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において地方公共団体に、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を実施する責務が明記されるとともに、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務化されたことを受け、市計画を策定します。
- 犯罪をした人等の中には生きづらさを抱え、社会の中で孤立している人や刑務所等出所時に住居・就労が決まらず地域社会で様々な課題を抱えている人が多く存在します。
- 課題を抱えている人へ早い段階での適切なサービスによる安定した生活を支援する必要があります。
- 本計画は再犯の防止を推進するに留まらず、全ての地域住民を対象として、誰もが罪を犯すことなく、加害者も被害者も存在しない、誰もが安心して暮らし続ける地域社会の実現を目指します。

(2) 計画の位置付け

「川崎市総合計画」のもと、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念に位置づけ、他の関連する計画とも連携し、再犯防止推進法や国・県の再犯防止推進計画を踏まえ、再犯の防止等に関する施策の推進を図ります。

(3) 計画の期間

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度までの5年間

2 基本目標・基本方針

(1) 基本目標

犯罪をした人等に限らず、すべての市民が、地域社会において孤立することなく、地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図ることで、再犯者を減らし、新たな被害者が生まれることのない社会の構築を目指していきます。

(2) 基本方針

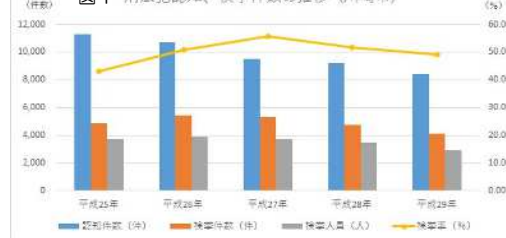
- 国・県・民間の関係機関・団体との緊密な連携協力を確保し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けての取組
- 国及び県との適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない指導及び支援の実施
- 犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした人等が犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえての再犯防止の取組
- 犯罪等の実態を踏まえ、民間の関係機関・団体その他の関係者から意見聴取をするなどして、社会情勢等に応じた再犯防止の取組
- 再犯防止の取組を広報することなどにより、広く市民の関心と理解の醸成

5つの重点項目

- 就労・住居の確保
- 保健医療・福祉サービスの提供
- 地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施
- 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進
- 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組

第2章 再犯防止等を取り巻く状況

図1 刑法犯認知、検挙件数の推移（川崎市）



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
認知件数（件）	11,312	10,725	9,495	9,227	8,436
検挙件数（件）	4,872	5,455	5,300	4,763	4,133
検挙人員（人）	3,707	3,899	3,693	3,460	2,904
検挙率（%）	43.07	50.86	55.82	51.62	48.99

資料：神奈川県警本部

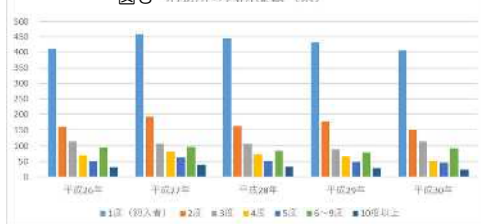
図2 刑法犯検挙中の再犯者及び再犯者率（県）



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
検挙人員	18,907	18,841	18,185	16,356	14,431
再犯者	8,949	8,809	8,805	7,891	7,004
再犯者率	47.33	46.75	48.42	48.25	48.53

資料：神奈川県警本部

図3 刑務所の入所者数（県）



刑務所の入所者数の集計（県）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1度（初入者）	411	459	445	432	406
2度	162	193	163	177	151
3度	115	106	106	89	115
4度	70	83	74	66	52
5度	50	63	52	49	45
6～9度	95	97	84	80	92
10度以上	31	39	33	28	24
総数	934	1,040	957	921	885

図4 再入受刑者の再犯期間（県）

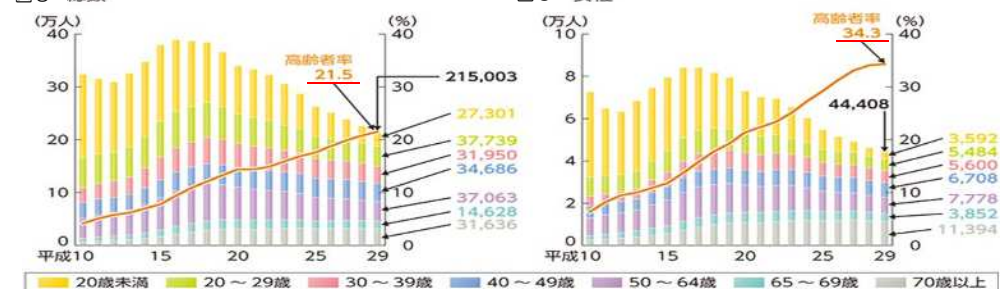


	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
3月未満	21	33	24	33	27
6月未満	58	43	37	32	31
1年未満	53	98	71	72	71
2年未満	137	116	115	97	91
2年未満の合計	269	290	247	234	220
3年未満	75	82	88	53	75
4年未満	39	45	51	52	55
5年未満	32	44	35	38	34
5年以上	103	115	87	97	90
前出所前の犯事	5	5	4	5	4
総数	523	581	512	489	479

資料：法務省矯正局

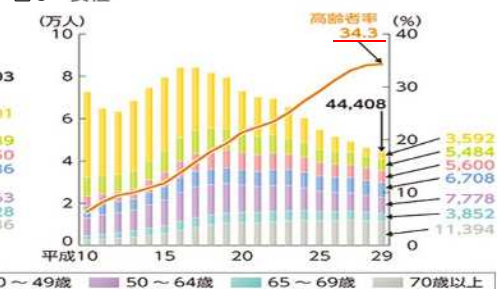
刑法犯 検挙人員（年齢層別）・高齢者率の推移（総数・女性別）

図5 総数



- 注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
2 犯行時の年齢による。
3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
4 「高齢者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。

図6 女性



川崎市再犯防止推進計画の概要

第3章 関連する施策の展開

●現状と課題

重点項目1 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

- 過去に刑事施設を出所し、再び犯罪をして刑事施設に入所した人のうち、72.2%が再犯時に無職（平成29年法務省調査）
- 不安定な就労は再犯リスクを高め、就労は、安定した生活を送る上の重要な基盤

(2) 住居の確保

- 刑務所出所総数のうち刑務所出所時に帰住先がない人の割合は17.7%（平成29年法務省・矯正統計年報）
- 刑務所満期出所者のうち約5割が帰住先がないまま刑務所を出所、再犯に至るまでの期間が帰住先のある人と比較して短期間

重点項目2 保健医療・福祉サービスの提供

(1) 高齢者又は障害者への支援

- 高齢出所受刑者の2年以内再入率は、高齢者ではない人と比べて高率
- 高齢者の検挙人数のうち万引きの割合は高く、特に高齢女性の約8割が万引きで検挙
- 障害者等の刑法犯検挙人員は全検挙数の1.5%で低率（平成30年版犯罪白書）、しかし原因や契機は多様
- 支援が必要な高齢者又は障害者を保健医療・福祉サービスにつなげ、生活の安定を図るなど、総合的な支援が必要

(2) 薬物等の依存症の人への支援

- 薬物依存からの回復には長い期間を要し、刑の一部の執行猶予の言い渡しを受ける理由は、違法薬物の使用や所持が大多数

重点項目3 地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施

(1) 地域の犯罪や非行の防止

- 市政で「特に力を入れてほしいこと」の項目の上位は常に防犯対策（平成30年度かわさき市民アンケートでは41.6%）
- 安全で安心なまちづくりを推進するのに、再犯の防止も含め、犯罪の起こりにくいまちづくりを進めていくことが重要

(2) 学校と連携した修学支援

- 少年院入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が高等学校未進学、少年院入院者の36.8%、入所受刑者の24.6%が高等学校を中退しており、非行防止に向けた取組や犯罪をした人等の継続した学びのための支援が必要

重点項目4 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

(1) 民間協力者の活動の促進

- 保護司や更生保護法人といった民間協力者は再犯防止の推進に欠かせない存在だが、保護司等の高齢化、人数の減少や地域社会の関係性の希薄化等により、従前同様の活動が困難

(2) 広報・啓発活動の推進

- 再犯防止の施策は地域住民から関心を得にくく、民間協力者の活動も十分認知されていないが、犯罪をした人等の社会復帰には住民の理解と協力が不可欠
- 犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するにあたり、市民の防犯意識の向上や防犯対策等の普及啓発が必要

重点項目5 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組

犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組

- 犯罪をした人等の特性に応じた、関係機関、団体等における一貫性、継続性のある支援が必要
- 少年や若年者は可塑性に富むことを踏まえ、関係機関と連携し教育的な動き掛けを行うとともに非行の防止対策等が必要
- 被虐待児童への自立支援という考えも踏まえ、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応が必要

●関連する施策

1 就労・住居の確保(安定的な就労・適切な帰住先の確保に向けた取組を進めています)

- (就労) ○保護観察対象者の本市会計年度任用職員としての任用 ○協力雇用主への支援 ○生活困窮者への支援

○労働相談及び就業支援 等

- (住居) ○更生保護法人川崎自立会への運営支援 ○住宅セーフティネット制度の活用 ○市営住宅の活用 ○生活困窮者自立支援制度

による支援 等

2 保健医療・福祉サービスの提供(支援が必要な人に対して、必要なサービスを実施します)

- (高齢者) ○要支援者等に対する介護予防・生活支援の取組強化 ○社会参加の促進 ○地域のネットワークづくりの推進 ○認知症高齢者等の支援 ○消費者被害の防止 等

- (障害者) ○障害者の権利を守る取組の推進 ○精神障害者の就労及び社会参加の促進 ○地域の多様な主体による支え合いの仕組みづくり 等

- (薬物依存者) ○当事者団体への支援と連携 ○精神保健福祉センター及び区役所における薬物依存症患者や家族への支援 ○市民向け

フォーラムによる普及啓発 等

3 地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施(多様な主体と連携し取組を進めます)

- (地域防犯等) ○防犯灯の維持管理 ○健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取組の推進 ○「こども110番」の推進 ○“社会を明るくする運動”の実施及び支援 等

- (修学支援) ○いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決 ○市立学校における課題を抱えた児童・生徒に対する支援の実施

○一人ひとりのニーズに応じた教育の機会の確保と社会的な自立のための支援 等

4 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進(関係機関・団体等と連携し、取組を進めます)

- (民間協力者) ○更生保護サポートセンターの開設支援 ○協力雇用主への支援 等

- (広報・啓発) ○薬物乱用防止に関する普及啓発活動の推進 ○青少年の健全育成・非行防止に関する広報・啓発活動 ○「青少年の非行・被害防止全国強調月間」における広報・啓発活動 ○「子供・若者育成支援強調月間」における広報・啓発活動 等

5 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組(関係機関と取組を進めます)

- 児童虐待の早期発見・未然防止の推進 ○SOSへの気づきの推進と機関連携の充実 ○一人ひとりのニーズに応じた教育の機会の確保と社会的な自立のための支援 等

第4章 計画の推進体制

1 推進体制

- (1) 川崎市再犯防止推進会議（懇談会）
医師・弁護士・司法機関・矯正施設・公的機関・NPO法人・更生保護施設・公募委員等 計17名
- (2) 川崎市再犯防止推進計画検討に係る関係課長会議
座長：健康福祉局地域包括ケア推進室長
関係部局：総務企画局：財政局：市民文化局：経済労働局：健康福祉局：こども未来局：まちづくり局
教育委員会事務局 計26名

2 進行管理

- (1) PDCAサイクルに基づく管理の実施
- (2) 川崎市再犯防止推進会議や川崎市社会福祉審議会等において、報告を行うとともに、意見を聴取することにより、再犯防止に係る取組を計画的に推進

3 国・県との連携の強化及び更生保護関係機関・団体とのネットワークの構築

- (1) 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- (2) 川崎市再犯防止推進会議を活用して、委員相互の情報共有や更生保護関係機関・団体とのネットワークの構築

目標

1 刑法犯認知件数の減少

指標	平成29年(2017)	令和6年(2024)
刑法犯認知件数(市内)	8,436件	減少

2 民間協力者の活動の推進

保護司の増加

指標	平成31年度(2019)	令和6年度(2024)
保護司数(市内)	318人	増加

更生保護女性会員の増加

指標	平成31年度(2019)	令和6年度(2024)
更生保護女性会員数(市内)	434人	増加

協力雇用主の増加

指標	平成31年度(2019)	令和6年度(2024)
協力雇用主数(市内)	113人	増加

3 市民の関心と理解の醸成

指標	平成30年度(2018)	令和6年度(2024)
社会を明るくする運動への参加人数	114,542人	増加

4 関連する施策の従事者の再犯防止に関する理解の促進

令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)
●従事者向け研修の検討	●従事者向け研修の実施			